

議案第 191 号

京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について

京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 7 年 12 月 19 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

国の令和 7 年の人事院勧告による期末手当の改定に準拠した市長、副市長及び教育長の期末手当を改定するため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

(京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正)

第1条 京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例（平成16年京丹後市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「「100分の172.5」とし」の次に「、「100分の127.5」とあるのは、「100分の175」とし」を加える。

第2条 京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の172.5」を「100分の173.75」に改め、「、「100分の127.5」とあるのは、「100分の175」とし」を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例(平成16年京丹後市条例第69号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正案
京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例 平成16年4月1日 条例第69号 第1条・第2条 (略) (給与の額) 第3条 (略) 2 前条の手当は、京丹後市一般職の職員の給与に関する条例(平成16年京丹後市条例第72号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により支給する。この場合において、給与条例第18条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の172.5」とし、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額を加算した合計額」と読み替えるものとし、同条第5項の規定は適用しない。 第4条 (略) 別表(第3条関係) (略)	京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例 平成16年4月1日 条例第69号 第1条・第2条 (略) (給与の額) 第3条 (略) 2 前条の手当は、京丹後市一般職の職員の給与に関する条例(平成16年京丹後市条例第72号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により支給する。この場合において、給与条例第18条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の172.5」とし、「100分の127.5」とあるのは、「100分の175」とし、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額を加算した合計額」と読み替えるものとし、同条第5項の規定は適用しない。 第4条 (略) 別表(第3条関係) (略) <u>附 則</u> <u>(施行期日等)</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>2 この条例の規定による改正後の京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。</u> <u>(期末手当の内払)</u> <u>3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、この条例の規定による改正前の京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。</u>

京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例(平成16年京丹後市条例第69号)新旧対照表【第2条関係】

現行	改正案
京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例 平成16年4月1日 条例第69号 第1条・第2条 (略) (給与の額) 第3条 (略) 2 前条の手当は、京丹後市一般職の職員の給与に関する条例(平成16年京丹後市条例第72号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により支給する。この場合において、給与条例第18条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とし、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とし、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額を加算した合計額」と読み替えるものとし、同条第5項の規定は適用しない。 第4条 (略) 別表(第3条関係) (略)	京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例 平成16年4月1日 条例第69号 第1条・第2条 (略) (給与の額) 第3条 (略) 2 前条の手当は、京丹後市一般職の職員の給与に関する条例(平成16年京丹後市条例第72号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により支給する。この場合において、給与条例第18条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の173.75</u>」とし、<u>同条第4項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額を加算した合計額」と読み替えるものとし、同条第5項の規定は適用しない。</u> 第4条 (略) 別表(第3条関係) (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u>

議案第 190 号「京丹後市一般職の職員の給与に関する条例」の一部改正

参考資料

○ 月例給 初任給を始め若年層に重点を置きつつ、その他の職員の給与水準も大幅に引上げ改定

- ・ 平均改定率 3.4%（全体）

＜行政職給料表を適用する職員＞

1 級= 5.1%、2 級= 4.4%、3 級= 3.5%、4 級= 2.9%、5 級= 2.8%、6 級= 2.8%、7 級= 2.8%

- ・ 令和 7 年 4 月 1 日から遡及して適用

○ 賞 与 期末・勤勉手当の支給割合の改定

(1) 再任用職員以外の職員 期末・勤勉手当の合計支給月数を 0.05 月分（年間 4.6 月→4.65 月）引上げ。R8.6 月期及び 12 月期で 0.05 月の引上げを平準化

(2) 再任用職員 期末・勤勉手当の合計支給月数を 0.05 月分（年間 2.4 月→2.45 月）引上げ。R8.6 月期及び 12 月期で 0.05 月の引上げを平準化

区分		現行			令和 7 年度 改正後（1 条）			令和 8 年度以降 改正後（2 条）		
		6 月	12 月	年間	6 月	12 月	年間	6 月	12 月	年間
一般職	期末手当	1.25	1.25	2.5	1.25	<u>1.275</u>	<u>2.525</u>	<u>1.2625</u>	<u>1.2625</u>	2.525
	勤勉手当	1.05	1.05	2.1	1.05	<u>1.075</u>	<u>2.125</u>	<u>1.0625</u>	<u>1.0625</u>	2.125
特定幹部職員	期末手当	1.05	1.05	2.1	1.05	<u>1.075</u>	<u>2.125</u>	<u>1.0625</u>	<u>1.0625</u>	2.125
	勤勉手当	1.25	1.25	2.5	1.25	<u>1.275</u>	<u>2.525</u>	<u>1.2625</u>	<u>1.2625</u>	2.525
再任用職員	期末手当	0.7	0.7	1.4	0.7	<u>0.725</u>	<u>1.425</u>	<u>0.7125</u>	<u>0.7125</u>	1.425
	勤勉手当	0.5	0.5	1.0	0.5	<u>0.525</u>	<u>1.025</u>	<u>0.5125</u>	<u>0.5125</u>	1.025
再任用 特定幹部職員	期末手当	0.6	0.6	1.2	0.6	<u>0.625</u>	<u>1.225</u>	<u>0.6125</u>	<u>0.6125</u>	1.225
	勤勉手当	0.6	0.6	1.2	0.6	<u>0.625</u>	<u>1.225</u>	<u>0.6125</u>	<u>0.6125</u>	1.225

○ 医師及び歯科医師の初任給調整手当を引上げ

- ・ 最高額 370,400 円 → 371,300 円
- ・ 令和 7 年 4 月 1 日から遡及して適用

○ 宿日直手当の上限額を引上げ

- ・ 上限額 4,400 円 → 4,700 円
- ・ その他市立病院における宿日直手当について 300 円～450 円引上げ

議案第 191 号「京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例」の一部改正

○ 賞 与 期末手当の支給割合を次のとおり改定

区分		現行			令和 7 年度 改正後（1 条）			令和 8 年度以降 改正後（2 条）		
		6 月	12 月	年間	6 月	12 月	年間	6 月	12 月	年間
市町・副市長・教育長	期末手当	1.725	1.725	3.45	1.725	<u>1.75</u>	<u>3.475</u>	<u>1.7375</u>	<u>1.7375</u>	3.475
	勤勉手当	-	-	-	-	-	-	-	-	-

・ 期末手当の合計支給月数を 0.025 月分（年間 3.45 月→3.475 月）引上げ。R8. 6 月期及び 12 月期で 0.025 月の引上げを平準化

議案第 192 号「京丹後市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部改正

○ 賞 与 期末手当の支給割合を次のとおり改定

区分		現行			令和 7 年度 改正後（1 条）			令和 8 年度以降 改正後（2 条）		
		6 月	12 月	年間	6 月	12 月	年間	6 月	12 月	年間
市議会議員	期末手当	1.725	1.725	3.45	1.725	<u>1.75</u>	<u>3.475</u>	<u>1.7375</u>	<u>1.7375</u>	3.475
	勤勉手当	-	-	-	-	-	-	-	-	-

・ 期末手当の合計支給月数を 0.025 月分（年間 3.45 月→3.475 月）引上げ。R8. 6 月期及び 12 月期で 0.025 月の引上げを平準化

議案第 193 号「京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の一部改正

○ 月例給 一般職の給料表の改定に準じて俸給表を引上げ改定

- ・ 病院職場を除いた職員の平均改定率 5.3%
- ・ 病院職場の職員の平均改定率 4.8%
- ・ 令和 7 年 4 月 1 日から遡及して適用

○ 賞 与 会計年度任用職員の期末・勤勉手当の支給割合の改定

- ・ 対 象：任期の合計が 6 月以上、基準日（6 月 1 日、12 月 1 日）に在職し、週 15 時間 30 分以上の月額支給の職員
- ・ 支給月数：常勤職員と同様 0.05 月分（年間 4.6 月→4.65 月）引上げ